

公共用施設等における喫煙対策に関する実態調査

官公庁、病院、大規模小売店舗、交通関連施設、イベント施設などの多数の人々が利用する施設における喫煙対策の取組状況について国民の協力を得て調査を実施
(禁煙週間から開始)

【調査実施の背景】

平成 14 年 8 月 2 日 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）制定

平成 15 年 4 月 30 日 「受動喫煙防止対策について」(厚生労働省通達)

平成 15 年 5 月 1 日 健康増進法施行

- ・官公庁、病院、大規模小売店舗、交通関連施設、イベント施設などの多数の人々が利用する施設を管理する者に対し、受動喫煙防止対策を講ずることが努力義務化（法第 25 条）

平成 15 年 5 月 9 日 「職場における喫煙対策のためのガイドライン」(厚生労働省通達)

平成 15 年 7 月 10 日 「職場における喫煙対策に関する指針」(人事院通知)

平成 17 年 2 月 27 日 「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」発効

平成 17 年 5 月 31 日（火） 「2005 年世界禁煙デー」

平成 17 年 5 月 31 日（火）～ 6 月 6 日（月） 「禁煙週間」

- ・禁煙・分煙対策をもっと促進すべきであるとする意見や公の機関における取組の遅れを指摘する意見も有り。
- ・一方、喫煙者の権利を主張する声も有り。
- ・喫煙が健康に及ぼす影響について国民の関心が U P

eメールによる喫煙対策に関する情報募集については、平成 17 年 9 月 30 日(金)をもって締め切らせていただきます。沢山の情報ありがとうございました。

【照会先】 関東管区行政評価局第二部第 1 評価監視官

小野 努

電 話：048(600)2328

F A X：048(600)2338

(参考)当局 H P アドレス：<http://www.soumu.go.jp/kanku/kanto.html>

実態調査計画

名 称	公共用施設等における喫煙対策に関する実態調査
目 的	<p>国は、国民保健の向上を図ることを目的として平成 14 年 8 月に健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）を制定し、同 15 年 5 月 1 日に施行され、官公庁、病院、百貨店（大規模小売店）などの多数の人々が利用する施設を管理する者に対し、受動喫煙防止対策を講じることが努力義務化された。これを受けて、各府省及び都道府県知事等に「受動喫煙防止対策について」（平成 15 年 4 月 30 日付け厚生労働省健康局長通知）を、さらに「職場における喫煙対策のためのガイドライン」（平成 15 年 5 月 9 日付け厚生労働省労働基準局長通達 以下「新ガイドライン」という。）を発している。</p> <p>その後、人事院でも、各府省に対し「職場における喫煙対策に関する指針」（平成 15 年 7 月 10 日付け人事院勤務条件局長通知）を発している。</p> <p>このように、国では、「新ガイドライン」等により喫煙対策の充実を図ってきている。</p> <p>しかし、禁煙・分煙対策をもっと促進すべきであるとする意見や公の機関における取組の遅れを指摘する意見もみられ、いまだ喫煙対策は十分ではない状況にある。</p> <p>さらに、平成 17 年 2 月にWHO（世界保健機関）による「たばこ規制枠組条約」が発効し、ますます、喫煙が健康に及ぼす影響について関心が高まっている。</p> <p>この実態調査は、多数の人々が利用する公共用施設等を中心に、喫煙対策の実施状況を調査し、関係行政の参考に資する。</p>
調 査 項 目	<ol style="list-style-type: none"> 1 喫煙対策の推進体制 2 喫煙対策の施設・設備の整備状況 3 喫煙空間近傍の分煙度の実態（空気環境の測定状況等） 4 その他
調査対象機関	<p>（国の地方支分部局等）</p> <p>東京防衛施設局、関東管区行政評価局、関東総合通信局、関東財務局、関東信越国税局、関東信越厚生局、関東農政局、関東経済産業局、関東地方整備局、関東運輸局、さいたま地方法務局、埼玉労働局、埼玉社会保険事務局等</p>
関連調査等 対象機関	<p>地方公共団体（埼玉県、川口市等） 民間事業者等（例えば、病院、大規模小売店舗、交通関連施設、イベント施設等）</p>
調査実施時期	平成 17 年 5 月末～ 9 月